平成２４年（フ）第１８号
岩手県上閉伊郡大槌町大槌第12地割字柾内180番地１　大槌町大槌第７仮設団地９－５、住民票上の住所岩手県上閉伊郡大槌町須賀町５番３号
破産者　三浦　勇一
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２４年（フ）第３９２号
宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山４丁目４番22―505号　県営アパート２号棟505号
破産者　佐々木成美
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５０８号
仙台市太白区日本平９番21号、従前の住所仙台市青葉区米ケ袋１丁目７番５―203号
破産者　預幡　達也
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５９６号
仙台市宮城野区田子３丁目３番40号　寿荘202
破産者　佐藤　元亮
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１４５８号
愛知県岡崎市大和町字沓市場83番地２　サンハイム１―202号
破産者　永島　文夫
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９４０号
名古屋市天白区大根町365番地の６
破産者　近藤　一博
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７４４号
名古屋市南区平子２丁目17番20号　フルール新瑞橋203号
破産者　柚之原　一
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９４３号
名古屋市天白区池見２丁目57番地の２
破産者　田島　勇夫
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１１６号
名古屋市熱田区大宝３丁目６番28号　グリーン日比野502号
破産者　井川　真弓
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２９９号
名古屋市緑区左京山1712番地、従前の住所名古屋市緑区鳴海町字有松裏200番地　アーバニア有松駅前901号
破産者　佐々木勇太
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３４２号
名古屋市北区志賀町３丁目43番地の１
破産者　ＭＯＲＩＰＡＩＮＴこと　森　　俊輔
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３０６号
大阪府泉北郡忠岡町高月南１丁目４番10―202号
破産者　和田　　修
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４００号
大阪府岸和田市大手町２番７号
破産者　西田　明弘
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４２３号
大阪府泉大津市池浦町１丁目17番27―509号
破産者　グリーンメルヘンこと　柳瀬　節代
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１３３号
兵庫県揖保郡太子町糸井231番地１　コーポイトイＡ棟202号室、開始決定時の住所兵庫県姫路市広畑区小坂164番地63
破産者　高田一男こと　崔　　点植
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１２３５号
広島市南区翠３丁目10番22―102号、申立時の住所広島市中区光南２丁目10番８―801号
破産者　千番こと　紙本　信儀
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６５号
山口県周南市江の宮町３番16号、開始決定時の住所山口県周南市築港町12番１号　スカイマンション417号室
破産者　西本　博幸
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第９８号
熊本市東区戸島西１丁目23番28号
破産者　徳久　　昌
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３０９号
熊本市北区植木町豊岡2514番地
破産者　安達　欣一
１　決定年月日　平成24年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係